

2022年4月1日付 日本新薬グループ共済会給付規程一部改定  
新旧対比表

朱記部分が変更箇所

現 行	改 定 案
第1章 総則 第1条～第3条	第1章 総則 第1条～第3条
第2章 慶弔罹災見舞金給付 第4条～第11条	第2章 慶弔罹災見舞金給付 第4条～第11条
第3章 医療補助給付 第12条～第18条	第3章 医療補助等の給付 第12条～第18条
第4章 休業及び休職時の給付 第19条～第21条	第4章 休業及び休職時の給付 第19条～第21条
第5章 遺児育英年金給付 第22条～第23条	第5章 遺児育英年金給付 第22条～第23条
第6章 セミナー等の補助給付 第24条	第6章 セミナー等の補助給付 第24条
第7章 申請期限 第25条	第7章 申請期限 第25条
附則 第1条～第2条	附則 第1条～第2条
<b>第1章 総則</b> (給付の種類) 第3条 本会は、会員又はその家族に対し次の給付を行う。 (1) 慶弔罹災見舞金給付 (2) 医療補助給付 (3) 休業及び休職時の給付 (4) 遺児育英年金給付 (5) セミナー等の補助給付 2. 評議員会は本会の目的達成のため、この規程の改訂により、給付の種類及びその内容について変更することができる。	<b>第1章 総則</b> (給付の種類) 第3条 本会は、会員又はその家族に対し次の給付を行う。 (1) 慶弔罹災見舞金給付 (2) 医療補助等の給付 (3) 休業及び休職時の給付 (4) 遺児育英年金給付 (5) セミナー等の補助給付 2. 評議員会は本会の目的達成のため、この規程の改訂により、給付の種類及びその内容について変更することができる。
<b>第2章 慶弔罹災見舞金給付</b> (家族弔慰金)	<b>第2章 慶弔罹災見舞金給付</b> (家族弔慰金)

第7条 会員の家族死亡の場合、次の弔慰金を給付する。

(1) 配偶者	100,000円
(2) 父 母	30,000円
(3) 子 女	50,000円
(4) 配偶者の父母	10,000円
(5) 祖父母・養父母・兄弟姉妹 (同居の場合)	10,000円

2. 死産(妊娠12週以後)の場合も、子女の弔慰金を給付する。

(傷病見舞金)

第9条 会員が傷病により連続して2週間以上の欠勤に及んだ場合、次の傷病見舞金を給付する。

(1) 欠勤2週間に及んだ場合	10,000円
(2) 欠勤2ヶ月に及んだ場合	さらに20,000円
(3) 欠勤6ヶ月に及んだ場合	さらに30,000円

2. 前項の傷病見舞金を受けた会員が出勤日数10日未満の勤務後、欠勤となった場合は、この見舞金の給付については欠勤が継続するものとみなす。

3. 育児および介護休業や自己の都合による欠勤中の会員が、傷病により入院を要した場合、次の傷病見舞金を給付する。  
但し、入院期間を証明する書類の添付を必要とする。

(1) 2週間以上の入院	10,000円
(2) 2ヶ月以上の入院	さらに20,000円
(3) 6ヶ月以上の入院	さらに30,000円

4. 会員の健康保険法上の被扶養者および被扶養者であった後期高齢者医療制度加入者又は同居の家族が傷病により入院を要した場合、次の傷

第7条 会員の家族死亡の場合、次の弔慰金を給付する。

(1) 配偶者	100,000円
(2) 父 母	30,000円
(3) 子 女	50,000円
(4) 配偶者の父母	10,000円
(5) 祖父母・養父母・兄弟姉妹、 <b>兄弟姉妹の配偶者</b> <del>(同居の場合)</del>	10,000円

2. 死産(妊娠12週以後)の場合も、子女の弔慰金を給付する。

(傷病見舞金)

第9条 会員が傷病により連続して2週間以上の欠勤に及んだ場合、次の傷病見舞金を給付する。

(1) 欠勤2週間に及んだ場合	10,000円
(2) 欠勤2ヶ月に及んだ場合	<b>30,000円</b>
(3) 欠勤6ヶ月に及んだ場合	<b>60,000円</b>

2. **欠勤期間が確定後の申請を原則とする。但し**、前項の傷病見舞金を受けた会員が出勤日数10日未満の勤務後、欠勤となった場合は、この見舞金の給付については欠勤が継続するものとみなす。

3. 育児および介護休業や自己の都合による欠勤中の会員が、傷病により入院を要した場合、次の傷病見舞金を給付する。  
但し、入院期間を証明する書類の添付を必要とし、**入院期間が確定後の申請を原則とする。**

(1) 2週間以上の入院	10,000円
(2) 2ヶ月以上の入院	<b>30,000円</b>
(3) 6ヶ月以上の入院	<b>60,000円</b>

4. 会員の健康保険法上の被扶養者および被扶養者であった後期高齢者医療制度加入者又は同居の家族が傷病により入院を要した場合、次の傷

病見舞金を給付する。

但し、入院期間を証明する書類の添付を必要とする。

- |              |            |
|--------------|------------|
| (1) 2週間以上の入院 | 10,000円    |
| (2) 2ヶ月以上の入院 | さらに10,000円 |
| (3) 6ヶ月以上の入院 | さらに10,000円 |

### 第3章 医療補助給付

(給付の手続)

第18条 医療補助給付を受けようとする会員は、所定の申請書に領収書等支払を証する書面（又はその写し）を添付して申請するものとする。  
また、不妊治療費用補助について、公的補助を受けた場合は、その金額を記した書面（又はその写し）を添付するものとする。

### 第4章 休業及び休職時の給付

(育児休業給付金)

第19条 会員が育児休業するとき、1休業あたり、20,000円を給付する。  
但し、同一子女のための休業は、初回時のみとする。  
なお、育児休業を取得しない場合は、1産後休業を育児休業とみなす。

(介護休業給付金)

第20条 会員が介護休業するとき、1休業にあたり、20,000円を給付する。  
但し、同一対象家族のための休業は、初回時のみとする。

病見舞金を給付する。

但し、入院期間を証明する書類の添付を必要とし、**入院期間が確定後の申請を原則とする。**

- |              |                |
|--------------|----------------|
| (1) 2週間以上の入院 | 10,000円        |
| (2) 2ヶ月以上の入院 | <b>20,000円</b> |
| (3) 6ヶ月以上の入院 | <b>30,000円</b> |

### 第3章 医療補助等の給付

(給付の手続)

第18条 医療補助**等**の給付を受けようとする会員は、所定の申請書に領収書等支払を証する書面（又はその写し）を添付して申請するものとする。  
また、不妊治療費用補助について、公的補助を受けた場合は、その金額を記した書面（又はその写し）を添付するものとする。

### 第4章 休業及び休職時の給付

(仕事と育児の両立 育休支援金)

第19条 会員が育児休業するとき、1休業あたり、20,000円を給付する。  
但し、同一子女のための休業**における給付は1回**のみとする。  
なお、育児休業を取得しない場合は、1産後休業を育児休業とみなす。

(仕事と介護の両立 介護休業支援金)

第20条 会員が介護休業するとき、1休業にあたり、20,000円を給付する。  
但し、同一対象家族のための休業**における給付は1回**のみとする。

(傷病休職給付金)

第21条 会員が傷病により休職するとき、1休職にあたり、20,000円を給付する。

## 第6章 セミナー等の補助給付

(セミナー等の補助)

第24条 セミナー等に参加する会員に対し、必要に応じて配偶者等の参加費用も含め補助を行うことがある。

2. 前項の補助の方法及び金額については、予算の範囲内で理事会が決定する。

## 第7章 申請期限

(給付の申請期限)

第25条 給付金は、当該給付事由の発生日より2年以内に申請しなければならない。

2. 医療補助給付における給付申請については、給付対象期間の終了日を給付事由の発生日とする。

## 附則

(制定及び改定歴)

第2条 この規約は、2019年10月1日より改定実施する。

2. この規約の制定及び改定歴は次の通りである。

(制定) 平成6年10月14日

(改定) 平成7年12月1日

平成10年4月1日

平成14年8月1日

平成17年4月1日

(仕事と治療の両立 傷病休職支援金)

第21条 会員が傷病により休職するとき、1休職にあたり、20,000円を給付する。

## 第6章 セミナー等の補助給付

(セミナー等の補助)

第24条 セミナー等に参加する会員に対し、必要に応じて配偶者等の参加費用も含め補助を行うことがある。

2. 前項の補助の方法及び金額については、予算の範囲内で理事会が決定する。

## 第7章 申請期限

(給付の申請期限)

第25条 給付金は、当該給付事由の発生日より2年以内に申請しなければならない。

2. 傷病見舞金および医療補助等の給付における給付申請については、給付対象期間の終了日を給付事由の発生日とする。

## 附則

(制定及び改定歴)

第2条 この規約は、2022年4月1日より改定実施する。

2. この規約の制定及び改定歴は次の通りである。

(制定) 平成6年10月14日

(改定) 平成7年12月1日

平成10年4月1日

平成14年8月1日

平成17年4月1日

平成18年 7月 1日	平成18年 7月 1日
平成19年 6月22日	平成19年 6月22日
平成20年 6月16日	平成20年 6月16日
平成21年 4月 1日	平成21年 4月 1日
平成23年 8月 1日	平成23年 8月 1日
平成24年10月 1日	平成24年10月 1日
平成26年 3月19日	平成26年 3月19日
平成26年 8月 1日	平成26年 8月 1日
平成29年10月 1日	平成29年10月 1日
2019年 10月 1日	2019年 10月 1日
	2022年 4月 1日